

# 提出書類について 【1号認定】

提出締切日	令和5年4月新規入園	☆市内の認定こども園を利用する場合 →9月16日(金)～30日(金)までに各園へ提出してください。
	令和4年度からの継続児童【現況届】 ※教育認定(1号認定)	☆他市町村の幼稚園・認定こども園を利用する場合 →9月16日(金)～30日(金)までに安中市役所子ども課へ提出してください。
	令和5年5月以降入園(毎月1日)	入園月の前月15日までに入園を希望する園に提出してください。
	認定区分・時間区分を変更する場合	変更を希望する月の前月15日までに在籍している園へ提出してください。

令和5年度新規入園する場合は、教育・保育給付認定申請と入園申込にあたり、以下の書類を**第一希望の園に提出してください。**

令和4年度からの継続児童のうち、教育認定(1号認定)を受けて在籍している場合は、**在籍している園に現況届を提出する必要があります(転園する場合は、令和5年度新規入園と同様の手続が必要となります)。**

各様式は、市のホームページからもダウンロードできます。

市ホームページ > 生活ガイド > 育児 > 令和5年度 保育園・幼稚園・認定こども園の入園児を募集します

※提出いただいた書類はお返しできませんのでご注意ください。

※下表で必要書類があるか確認し提出してください。

不足書類がある場合は、認定できない場合や副食費が減免にならない場合もあります。

## ○幼稚園、認定こども園(教育部分:1号認定)利用の場合

		様式 (入園案内のページ)
A	施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定申請書	30～31ページ
B	個人番号(マイナンバー)申告書【新規入園のみ】	34～35ページ
	転入者の方 個人番号(マイナンバー)を利用し情報連携をすることで転入前の市町村から税情報を取得します。税情報を取得することができなかった場合は右記証明が必要になります。	令和4年1月1日に安中市に住民登録がなかった方 令和4年度所得課税証明書
		令和5年1月1日に安中市に住民登録がなかった方 令和5年度所得課税証明書
A'	施設利用者負担額(保育料)減免または副食費免除判定に係る申請欄(下記対象者のみ)	31ページ
下記添付書類も必要となります		
	①ひとり親家庭(未婚・離婚・死別)	戸籍謄本 または 福祉医療費受給資格者証の写し ※離婚協議中の場合は、ご相談ください。
	②在宅障害児(者)のいる世帯	障害者手帳等の写し
	③第3子目以降の児童	世帯全員分の保険証の写し(その他必要な書類)
C	子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(認定を希望する又はすでに認定を受けている場合のみ)	50～51ページ
下記添付書類も必要となります		
	保育の必要性を確認するための書類(3ページのCの一覧表のうち必要な書類)	38～44ページ